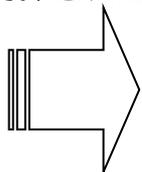


3 いろいろな愛護会活動

(1) 清掃

いつもきれいな公園は、皆さんのおしゃべりの場になったり、子ども達が遊びにやってきたり、ベンチで読書をしたりと、地域の皆さんの憩いの場となります。清掃された、きれいで安全な公園には



- 「公園の利用者が増える」
- 「子どもや幼児が安心して遊べる」
- 「公園内のごみ捨てが減った」



といった**効果**があります。

また、公園は「地域の鏡」とも言われています。ごみが散乱している公園は、地域のイメージダウンにもつながりかねません。皆さんが気持ちよく過ごせる「美しい公園」にしていきましょう。

○活動にともなって出るごみの取扱いについて

公園清掃で出たごみは、各区の資源循環局の事務所に連絡し、回収してもらいます。**ごみの集積場所**については、各区の資源循環局の事務所の担当の指導員と調整し、決めてください。

愛護会活動で集めていただいたごみの収集

資源循環局事務所（問合せ時間：月～土 午前8時～午後4時45分）

区	電話	区	電話	区	電話
鶴見	502-5383	保土ヶ谷	742-3715	青葉	975-0025
神奈川	441-0871	旭	953-4811	都筑	941-7914
西	241-9773	磯子	761-5331	戸塚	824-2580
中	621-6952	金沢	781-3375	栄	891-9200
南	741-3077	港北	541-1220	泉	803-5191
港南	832-0135	緑	983-7611	瀬谷	364-0561

注：不法投棄された粗大ごみ等の連絡先は土木事務所等になります

○分別について

横浜市では、市民の皆さんの協力のもと、ごみの減量・リサイクル行動を実施中です。ごみは、**「缶・びん・ペットボトル」と「燃えるごみ」**に分けて出すなど、分別をお願いします。愛護会活動で出たごみは「黄色いごみ袋」を利用しましょう。また、市販のごみ袋等を利用する場合は、場所などを決めて「愛護会活動で出たごみ」であることがわかるようにして出しましょう。

○粗大ごみの不法投棄について

公園内に粗大ごみが不法投棄されていた場合や、石の処分については、土木事務所等に連絡をお願いします。

(2) 草刈り

横浜市では、業者への委託により年1～2回の草刈りを実施している公園もあります。また、市で行う管理を補完し、愛護会活動で、草刈りを行っていただいているところもあります。

愛護会活動はボランティアです。安全に無理なく行っていただくため、平坦な場所での鎌等を利用した手作業での草刈りを基本にお願いしています。

草刈りの一番の目的は、雑草を刈ることで公園内の見通しを確保し、公園の美観を保つことです。雑草といっても、公園の「緑」です。必要以上に刈る必要はありません。

【草刈りの際のご注意】

愛護会活動での草刈りは、雑草を根ごと取り除く手作業での除草や、鎌や窓付ホー（円形のクワ）等を用いた手刈りが基本です。雑草の生え方や参加者の力量に合わせてできる範囲で行ってください。

生育が活発になる春から夏にかけては、利用団体全体に呼びかけ、地域に活動をPRして応援を募るなど、たくさん的人数で、できるだけ短時間で終わるように工夫すると効率的です。



○草刈機の使用

草地の面積が広い場合など手作業では難しい公園で、愛護会が作業する場合は、1枚刃の草刈機ではなく、**比較的安全性の高い2枚刃の草刈機の利用**をお願いしています。

草刈機を使った草刈りを希望する愛護会に向けた支援として、比較的安全性な2枚刃の草刈機を使った安全講習を行っています。

また、安全講習を受けた人が使う場合には、2枚刃の草刈機の貸し出しを行っています。



（技術支援 草刈機の安全講習 18 ページ参照）

※斜面地や転落の恐れのある場所での草刈りは危険です。愛護会活動では、作業しないでください。



金属製の1枚刃の草刈機を使用中の注意不足や誤った使い方による事故が発生しています。平成25年8月には、大分県で、草刈機使用中に近づいてきた子どもに刃が当たり死亡する痛ましい事故も発生しています。

公園は、不特定多数の方々が集う場所です。公園を利用される皆さんの安全を第一に考え、こうした事故の発生を防ぐため、愛護会活動においては、金属製の1枚刃の草刈機やナイロン製のコードを高速回転させる草刈機の使用はお勧めできません。

独立行政法人国民生活センターから、草刈機使用に関する調査結果に基づく注意喚起がホームページで公開されています。

<独立行政法人国民生活センターの発表>

http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20130704_1.html

【主な注意事項】

- 取扱説明書に記載されている服装、保護具を必ず着用してください。
- 刈刃が反動で跳ね返されるキックバックや飛散物の危険性を理解してください。
- 作業は事前に小石等を撤去し、15m以内に立ち入らないようにしてください。

(3) 利用マナーの啓発

子どもたちが危険な遊びをしている、犬を放している、ごみを放置したままで帰ろうとしているなど、危険な行為やマナーに反する行為を見つけた場合は、できる範囲でマナー啓発の呼びかけを行っていただいているところもあります。



呼びかけを行う場合は、

- ◆自分からあいさつをする、愛護会と名乗る
- ◆できるだけ2人以上で声をかける
- ◆やさしく話しかける
- ◆聞き入れてくれない場合は、それ以上注意をしない

① 利用マナー啓発の具体例

例1) 犬を放して、遊ばせている場合



悪い例

「だめじゃないか。

『犬を放すな』って、看板に書いてあるだろう」

○よい対応1 「こんにちは。愛護会のものですが、犬が苦手な人もいますので、つないでいただけますか」

○よい対応2 「市の職員から聞いたのですが、他の犬に吠えられて、公園から飛び出して車にひかれそうになったり、そのまま戻らないことがあったりすることがあるようです。つないでおいたほうがいいと思いますよ」

例2) 砂場の砂を使って砂場の外で遊んでいる親子の場合



悪い例

「だめだよ、砂場の砂を外に出しちゃ。あんたたちがそのままにして帰るから、いつも俺たちが後始末しなければならなくなるんだ」

(親に対して)

○よい対応 「砂場の中で遊ばせようと思っても、なかなか思いどおりにならないですね。終わったら砂を中に戻しておいてくださいね」

② 公園利用の話し合いについて

公園を地域の人たちで主体的に活用していただくため、必要に応じて、地域の人たちで話し合っていたることがあります。



(話し合いの一例)

ある公園の愛護会に近くの保育園の園長先生から、相談がありました。

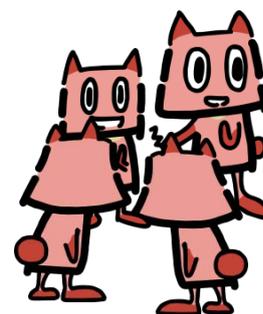
「水曜日の午前中に園児が散歩をしています。その途中の公園で一休みしたいのですが、いつも、年配の方がグラウンドゴルフをしていて、子ども達が一休みしづらいのです。そんなに長い時間ではないので、少しの間、場所をあけていただければ、ありがたいのですが」

そんなときに、愛護会が、グラウンドゴルフをしている方に声をかけて、

「保育園の子ども達に来る10時半ぐらいにグラウンドゴルフはちょっと一休みしてもらえませんか。子ども達が興味を示すようだったら、ちょっとグラウンドゴルフを教えてあげてみては」と相談しました。

その後、お互いに譲りあい、交流も始まりました・・・

このように、地域のことを知っている愛護会だからこそ、きめの細かい対応ができるのではないのでしょうか。



※公園はみんなで譲り合って使いましょう。公園を一時的に独占して利用するものについては、「許可が必要な利用」になる場合があります。

③ 防犯パトロール

地域における防犯意識の高まりから、愛護会の皆さんから、「マナー啓発や防犯パトロールをしたいが、何か効果的なものはありませんか」

という意見が多く寄せられています。

この声にお応えして、防犯パトロールの腕章を用意しました。

(腕章は両面になっており、黄色地に夜間でも目立つよう反射テープがついています)

詳しくは、土木事務所等へお問い合わせください。



④ 猫への餌やりについて

猫への餌やりマナーやルールについては、「横浜市猫の適正飼育ガイドライン」を参照してください。

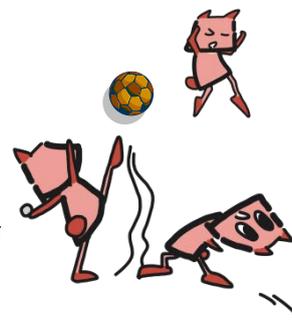
参考HP 横浜市HPから「横浜市猫の適正飼育ガイドライン」で検索

餌やりによるトラブルが発生した際に注意する場合は、「餌をやってはいけない」と注意するのではなく、「エサの放置による悪臭や害虫の発生がないようにしてください」と伝えましょう。

【スポーツ教室】

公園の広場は、皆様に譲り合って利用していただく自由利用が原則です。「子ども向けのサッカー教室」「ヨガ教室」などが行われ、自由利用が妨げられているような場合は、土木事務所まで連絡してください。注意喚起等の対応をいたします。

なお、有料スポーツ教室は、横浜市公園条例第6条第1項第1号（販売行為等）及び第6号（独占使用等）により、市長の許可なく開催することはできません。



(4) 行事・イベントの開催

公園という「オープンスペース」を活用し、皆さんの公園でも愛護会主催のイベントをしてみませんか。

近隣の小学校、保育園・幼稚園、企業および福祉施設などと一緒に、いろいろなイベントを行う愛護会が増えています。ぜひ楽しいイベントを開催してください。

愛護会主催イベントの例

クラフト教室

公園の木や竹を剪定した枝などを使って、ペンダントや竹とんぼを作ったり、ベーゴマ遊びなどの昔遊びを教えたりします。



焼き芋大会

子供会などといっしょに、みんなで公園の清掃をした後に、焼き芋大会を開きます。

健康づくりイベント

ウォーキングや体操教室、ダンスイベントは、とても人気があり、多くの人が集まります。

花壇づくりイベント

花の植え付けなどを行います。
子どもたちに人気のイベントです。



※運動会など公園を一時的に独占して利用するものについては、「許可が必要な利用」になる場合があります。イベント開催については、P24 を参照してください。

(5) 活動の広報

横浜市では、愛護会の活動を皆さんに知っていただくため、「公園愛護会通信」を発行したり、大きな公園等で開催されるイベント等で広報を行うブースを出展したりしています。

愛護会活動の広報は、「地域の人たちに活動を理解してもらう」「活動への新たな参加者を増やす」「広報不足による不要なトラブルを回避する」ためにとても有効です。

愛護会の皆さんも、積極的に広報を行うようお願いします。

① 愛護会の活動を広報する3つの段階

その1 活動前のお知らせ

活動やイベントへの参加者を増やすためにも、チラシやポスターの掲示・自治会町内会の回覧板を使うなど、事前のお知らせを行いましょう。

清掃活動やイベントの日時をお知らせすることで、公園の利用に注意が必要な日時を知らせることにもなります。

その2 活動中の広報

愛護会の存在を知らない人にとっては「だれが何のためにしているのかわからない」ことがあります。愛護会活動中看板などを使ってさりげなく広報しましょう。

その3 活動後の報告

大きな活動が終わったあとや年度の最後に「こんなことをやりました。こんな人が参加してくれました。」といった報告をまとめ、公園内に掲示し、自治会町内会の回覧板などでも紹介しましょう。

② 公園愛護会通信



公園愛護会通信は、愛護会活動がより活発に行われるように、活動に関する情報提供や、活動の事例紹介等を行うための情報誌です。愛護会には希望部数をお送りしています。愛護会掲示板への掲示や町内会の回覧などで周知してください。

③ 公園愛護会マスコットキャラクター「あいごぼん」

多くの皆さんに愛護会をもっと身近に感じてほしい。そんな想いから誕生した「あいごぼん」は、様々な場面で広報活動のために活躍しています。

「あいごぼん」のイラストは、愛護会を広報するためなら、だれでも使えます。環境創造局のホームページに掲載されている「キャラクターデザイン使用ガイド(カタログ)」を参照のうえ、会報や掲示物など、皆さんの工夫で「あいごぼん」を活用してください。



④ 活動を広報するための物品の紹介

【愛護会活動中看板】

愛護会活動を知らせるための「愛護会活動中看板」を用意していますので、活用してください。

◎こんな効果がありました◎

- 「親子連れの人たちが、ありがとうございますと声をかけてくれるようになった」
- 「活動に参加する人が増えた」



【その他の広報グッズ】



帽子



腕章



愛護会広報チラシ

【愛護会掲示板】

愛護会の積極的な活動を広報するため、公園内に愛護会掲示板を設置しています。希望される場合は、土木事務所等へ相談してください。

